

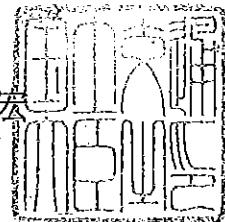
平成 23 年 4 月 14 日
交通政策審議会
第 41 回港湾分科会
資料 2-1

諮問文及び諮問理由

国港総第807号
平成23年4月1日

交通政策審議会
会長 佐和 隆光 殿

国土交通大臣 大畠 章宏



交通政策審議会に対する諮問について

港湾法第3条の2第4項の規定に基づき、下記事項について諮問する。

記

【諮問第129号】

港湾の開発、利用及び保全並びに開発保全航路の開発に関する基本方針

【諮問理由】

港湾法第3条の2第4項の規定に基づき、港湾の開発、利用及び保全並びに開発保全航路の開発に関する基本方針について、貴審議会の意見を伺いたく諮問するものである。

別紙

諮問理由

「港湾の開発、利用及び保全並びに開発保全航路の開発に関する基本方針（以下基本方針という。）」は、個別の港湾計画を策定する際の適合すべき基準として港湾法に基づき国土交通大臣が定めるものであるとともに、国の港湾行政の指針としての役割を担うものである。

世界経済のグローバル化とアジアを中心とした新興国が経済成長する中、アジア諸国の成長を国内に取り込むため、新たな選択と集中による我が国の港湾の国際競争力強化の速やかな実現が必要である。このような観点から国土交通省成長戦略において国際コンテナ戦略港湾が位置づけられ、平成22年8月6日に阪神港、京浜港が選定されたところである。

これを受け、国際コンテナ戦略港湾を港湾法上の港格として新たに「国際戦略港湾」と位置づけるなど港湾の種類（港格）を見直すとともに、港湾運営会社制度の創設等を規定した「港湾法及び特定外貿埠頭の管理運営に関する法律の一部を改正する法律」が平成23年3月31日に成立・公布されたところである。

我が国の港湾の国際競争力強化等を図ることが急務となっている状況を踏まえ、今般の法律改正の内容を反映するため基本方針を変更することと致したく、貴審議会に諮問するものである。